

交野市ネーミングライツパートナー募集要項（スタコ坂歩道橋）

1 ネーミングライツ事業の概要

ネーミングライツ事業は、市と法人その他の団体(以下「事業者」と)の契約により、ネーミングライツを取得した事業者(以下「ネーミングライツパートナー」)からその対価を得ることにより、安定的な財源を確保し持続可能な施設の運営を行うとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化への寄与を図るものです。

市は、ネーミングライツの導入後、ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、正式名称については変更せず、施設等の所有権、運営等には影響を与えないものとします。

2 ネーミングライツパートナーにとっての効果

(1) 自社の広告・宣伝効果

企業名・商品名等を含む愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、市のホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、企業名・商品名等のPR効果が期待できます。

(2) 社会貢献活動・イメージアップ

ネーミングライツ料は、施設の維持管理等に役立てられるので、施設の魅力向上や市民サービスの向上に貢献することができます。

3 募集対象施設

(1) 施設名 スタコ坂歩道橋

[所在地] 交野市私部西2丁目6番付近

[供用開始] 昭和59年

(2) 契約期間

 5 年程度（※契約締結日～令和12年3月31日）

※愛称の使用開始日は、市民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて協議することとします。

(3) ネーミングライツ料

年額 40 万円以上

※消費税及び地方消費税が別途必要です。

4 愛称

ネーミングライツ事業に係る愛称は、親しみやすさや呼びやすさなど市民の理解が得られるものとし、その表記については交野市有料広告の取り扱いに関する要綱に適合するものでなければならぬものとし、また、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

(1) 愛称の付け方、表示

愛称として使用できる字句や市が使用を求める字句、愛称表示の設置場所・大きさ・色彩等については、別記のとおりとします。

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認めません。

(3) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに市民等に周知・PR を図るものとし、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。

また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。

(4) 愛称の使用

愛称の使用に当たっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用することとします。

5 ネーミングライツ料以外の費用

ネーミングライツ契約に基づき発生する費用負担は、原則として次のとおりとします。なお、ネーミングライツパートナーの負担分はネーミングライツ料とは別負担となります。

区 分	ネーミングライツパートナー	市
愛称表示物の作成、設置、表示変更 ※1※2※3	○	
ネーミングライツパートナーが設置した愛称表示等の維持管理 ※4	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
契約締結後に市が作成する印刷物やホームページ等の表示変更		○

※1 愛称表示物の施工範囲、実施時期及び内容は市と協議すること

※2 これらに伴う費用一式を含む。

※3 道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上変更可能な表示について行うものとする。

※4 これらが原因となって必要が生じた既存構造物等の補修、修繕等を含む。

6 応募資格

本市のネーミングライツパートナーとして応募できるものは、次に掲げる事項を満たす法人及びその他団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること
- (2) 法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと、または民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしていないこと
- (4) 国税及び市税等、税金の滞納がないこと
- (5) 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種に該当しないこと
- (7) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業に該当しないこと
- (8) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種に該当しないこと
- (9) 興信所・探偵事務所等の業種に該当しないこと
- (10) その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者又は業種

7 募集方法

(1) 募集期間

令和 6 年 6 月 3 日から令和 6 年 7 月 3 日まで募集を行います。

(2) 提出書類 (1部)

- ① ネーミングライツ事業実施申込書(様式3)
- ② 募集資格についての確約書(様式4)
- ③ 法人等の概要を記載した書類(任意様式、企業パンフレット等)
- ④ ネーミング表示のイメージ図 (カラーで印刷したものおよびデータを提出してください。)

- ⑤ 定款、寄付行為その他これらに類する書類「写し」
- ⑥ 登記事項証明書(商業登記簿謄本等)「原本」
- ⑦ 税の滞納がないことを証明するもの(直近1か年分の国税、市税の納税証明書)「原本」

※応募時は上記①、②、③、④の書類を提出して下さい。

⑤、⑥、⑦の書類については、優先交渉権者として選定された後で提出して下さい。

(3) 提出方法

持参又は郵送(当日消印有効)により下記の提出先まで提出してください。持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分までです。

(4) 提出先

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号
交野市役所 財産管理室

(5) 質問の受付等

応募にあたり質問がある場合は、質問事項を記載した文書を(任意様式)をメール、FAX で受け付けます。

質問の送付先 FAX:(072)891-5046

Email: zaikansitu@city.katano.osaka.jp

(6) その他

- ① 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ② 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、情報公開条例に基づき公開の対象となります。
- ③ 公募期間中に応募がなかった場合には、当該年度中に限り、当該施設について先着順で提案を受け付けます。この場合の契約期間は、契約締結時期によっては、当初公募した際の契約期間より短くなる場合があります。この場合には、契約初年度のネーミングライツ料は、ネーミングライツを開始する月から月割りで計算します。

8 選定方法

- (1) 公募により、市職員で構成する検討委員会において、次の観点から応募内容を総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。応募者が1者のみの場合にも、審査を行います。

[審査項目の概要]

審査項目	主なポイント
応募者	本市との関連性(市内に本社、支店を有するなど)
愛称案	親しみやすさ、施設イメージとの整合性等
その他提案等	施設の維持管理や魅力向上に資する提案等
ネーミングライツ料	提案金額の妥当性

- (2) 選定結果は、すべての応募者に文書で通知します。優先交渉権者との調整を経てネーミングパートナーを決定し、契約を締結します。

契約締結後は、契約内容(パートナーの名称、施設の愛称、契約金額等)について、市広報やホームページ等を通じて広く公表します。

9 その他

- (1) 本募集要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市、応募者及びパートナーが誠意をもって協議し定めるものとします。
- (2) 契約期間中に6の応募資格を満たさなくなった場合、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等があった場合、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があった場合等において、市は契約満了を待たず契約を取消すことができることとします。
- (3) 市はホームページや印刷物等において可能な限り愛称を積極的に使用しますが、システムの仕様や、各施設の業務遂行上の都合により、部分的に愛称を使用できない場合があります。また、市以外の者に対して愛称の使用を強制するものではありません。

10 問い合わせ先

交野市役所 財産管理室

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

TEL:072-892-0121 FAX:072-891-5046

Email: zaikansitu@city.katano.osaka.jp

【 スタコ坂歩道橋 】

① 施設概要等

所在地	交野市私部西2丁目6番付近
概要	市道私部倉治線(旧府道交野久御山線)にかかる歩道橋。 周辺には多数の商業施設等がある。

② 命名条件等

施設と調和した愛称表示とするため、表示方法や文字の大きさ、色彩等について定めます。

条件	特になし。
設置場所	・設置場所図に記載のとおり。2箇所※上下線各1箇所ずつ (※既設表示物と併設するものとし、大きさも同等程度とする。)
表示方法	・シールにより表示。
色彩	・表示物の地色・文字色は、表示場所と同系色又は調和した色とし、対象施設とのトータルデザインに配慮すること。
その他	・表示物には愛称以外は表示しないこと。ただし企業ロゴについては協議のうえ、市が認めた場合は表示することができるものとする。 ・愛称表示は、安全性に配慮した設置方法とすること。 ・表示物の設置に際しては、管理者(本市道路河川課)と協議のうえ、市条例に基づく申請※1を行うこと。また道路使用許可が必要な場合は、併せて手続きを行うこと。

※1 占用料は免除となります。

設置場所図【スタコ坂歩道橋】

